

農政をめぐる情勢

目次

I	自由貿易協定をめぐる情勢	1
II	1月20日、通常国会召集	2
III	産地生産基盤パワーアップ事業で中小・家族経営も支援	6

今月号のあらまし

I 自由貿易協定をめぐる情勢

1月1日、日米貿易協定が発効し、輸入牛肉の関税率は38.5%から、26.6%に削減された。4月以降は2年目水準となり、25.8%に削減される。

II 1月20日、通常国会召集

1月20日、通常国会が召集された。冒頭に補正予算の審議が行われ、年度内は予算・税制改正が審議される予定である。

農林水産関連では家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案、種苗法の一部を改正する法律案、森林組合法の一部を改正する法律案の5法案上程される見込みである。

III 産地生産基盤パワーアップ事業で中小・家族経営も支援

政府は12月13日に令和元年度補正予算案を、12月20日に令和2年度当初予算を閣議決定した。

補正予算では、産地生産基盤パワーアップ事業(旧・産地パワーアップ事業)に、園芸産地の中小・家族経営の継承支援を図るため、農業用ハウス・果樹園等生産基盤の再整備・改修等に対する補助事業が創設された。

1 自由貿易協定をめぐる情勢

— 1月1日、日米貿易協定が発効 —

1. 日米貿易協定

- 1月1日、日米貿易協定が発効し、輸入牛肉の関税率は38.5%から、26.6%に削減された。4月以降は2年目水準となり、25.8%に削減される。
- 牛肉のセーフガードは、米国枠が別途設定され、2023年度以降、米国を含めたTPP全体の発動基準を適用する方式への移行に向け、見直しにかかる協議がTPP11関係国と行われる見通しとなっている。
- 日米貿易協定の発効後4か月以内に第2ラウンドにおける交渉の対象等を決定することとされている。政府は、国会での答弁で農業を対象にすることを想定していないという立場を表明している。

2. RCEP

- RCEP（東アジア地域包括的経済連携）は、ASEAN10か国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの16カ国が参加し、2013年5月に交渉開始した。
- これまで日本が貿易協定を結んでいない中国、韓国との合意内容が焦点となるが、交渉状況の情報開示はなく、農産物の関税撤廃・削減の方針などは、明らかとなっていない。
- 2019年11月、インドを除く参加15か国は共同首脳声明で2020年における署名のために法的精査を開始する旨を示している。なお、インドは安価な中国製品の流入など警戒感を強めているとみられ、離脱に言及している。

3. メルコスールとの交渉

- メルコスール（Mercado Común del Sur：南米南部共同市場）はブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイによる関税同盟であり、政府が加盟等に向けた交渉を検討していると報じられている（2019年11月5日、日本農業新聞）。一方で、与党は慎重な姿勢を示している。
- なお、現状、日本の南米諸国からの牛肉・豚肉の輸入規模は小さいが、南米諸国は牛肉・豚肉の生産が盛んであり、とりわけブラジルは牛肉の輸出量で世界3位（2015年）、豚肉の輸出量は世界4位（2017年）である。

II 1月20日、通常国会召集

— 農林水産関連で5法案上程見込み —

1. 通常国会召集

- 1月20日、通常国会が召集された。冒頭に補正予算の審議が行われ、年度内は予算・税制改正が審議される予定である。
- なお、東京都知事選（6月18日告示、7月5日投開票）や東京五輪（7月24日開会）を踏まえ、6月17日に会期通り閉会するとみられている。
- 21日、農水省は自民党農林合同会議で、通常国会に提出を予定する法案の概要を示した。農林水産関連では5法案上程される見込みで、1月下旬より与党で法案審査が行われる予定である。

【農水省から提出される5法案】

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（日切れ扱い）

- ・豚コレラ（CSF）・アフリカ豚コレラ（ASF）対策拡充

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（2法案一括審議希望）

- ・和牛の精液・受精卵の不正流通の防止、不正利用の刑事罰化

種苗法の一部を改正する法律案

- ・新品種の海外持ち出し規制、登録品種の増殖を自家増殖も含めて許諾制に
（詳細は令和元年11月号参照）

森林組合法の一部を改正する法律案（参議院先議希望）

- ・一部事業の譲渡や分割を可能に

2. 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案のポイント

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案では、予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚コレラ（ASF）が追加されている。予防的殺処分の範囲は原則として、発生した農場や感染した野生イノシシの発見場所を中心に最小で半径500m、最大で半径3km以内の区域とする方針とされている。
- また、中国の春節や東京五輪を控え、水際対策徹底へ向け検疫担当者の権限強化や輸出入検疫に係る規定の違反者に対する罰則強化も盛り込まれている。
- その他、野生動物対策の法定化（経口ワクチン散布、家畜の移動制限、車両の消毒等）、飼養衛生管理基準の遵守に係る措置の拡充等も盛り込まれている。なお、法律上の名称について、豚コレラ（CSF）は「豚熱」、アフリカ豚コレラ（ASF）は「アフリカ豚熱」に変更することも盛り込まれた。
- 同法案は1月内に議員立法で成立する見通しである。
（農水省より提出された法律案の概要は別紙1の通り）

3. 種苗法の一部を改正する法律案のポイント

- 想定される主な課題は下記の通り。(令和元年11月号の再掲)

【登録品種の自家増殖を許諾制にする場合に想定される主な課題】

<p>(生産現場の混乱)</p> <ul style="list-style-type: none">・従来、自家増殖を認められていた登録品種に許諾制が導入されるので、生産現場への周知・意識醸成が必要となる。 <p>(生産コストの増加)</p> <ul style="list-style-type: none">・仮に育成者権者からの許諾料の支払いを求められた場合、生産コストが増える。 <p>(管理コスト・負担の増加)</p> <ul style="list-style-type: none">・これまではなかった許諾申請の事務が必要となる。・許諾はJ A・部会等がまとめて行う仕組みも想定されているが、自家増殖を行う際の許諾申請が煩雑なものとなった場合、J A・部会等の管理コスト・負担が増える。

- 農水省は改正法案の作成をすすめており、今後、2月中旬より、与党での協議が行われ、3月上旬に閣議決定される予定となっている。
- 改正法案の施行日は、令和3年4月1日となる見込みであるが、登録品種にかかる自家増殖の許諾制導入については、令和4年4月1日となる予定である。
(農水省より提出された法律案の概要は別紙2の通り)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要

背景・趣旨

○ 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたCSFについては、同病に感染した野生イノシシにより広域に病原体が拡散し、現在までに野生イノシシでの陽性確認県が12県（飼養豚も含めた陽性確認県は7県（※））に拡大するも、未だ終息に至っていない。

※ 飼養豚での陽性確認県は8県（沖縄県は飼養豚のみ）。

○ このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を図る必要。

○ 加えて、昨年以降、アジア地域においてASFの発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物等の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病（※）の侵入防止を徹底する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾病である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

■ CSFの発生状況 (R2 1/10時点)



※ 黄色は飼養豚及び野生イノシシでの発生県（沖縄県は飼養豚のみ）
 ※ 斜線は野生イノシシ発生県、点線はCSF未発生かつ非発生地域。

■ ASFの発生状況 (R元12/17時点)



青色：2005年以降OIE等に乳生通報済み、5国・地域

法案の概要

1 国・都道府県・市町村・家畜の所有者等の責務の明確化

2 野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止に係る措置の法への位置付け

- ① 野生動物における悪性伝染性疾病の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。
- ② 野生動物において悪性伝染性疾病の感染が発見された場合にも、周辺農場等に対する家畜の移動制限等や、飼料業者、運送業者等の倉庫・車両の消毒など関係事業者に対する病原体拡散防止措置を行えるようにする。

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る措置の拡充

- ① 家畜の所有者は、農場ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する旨の規定を創設。
- ② 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度を創設。
- ③ まん延防止措置として、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に行う勧告及び命令を規定。
- ④ 飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者に対する罰則を強化するとともに、命令違反者を公表できるようにする。

4 予防的殺処分の対象疾病の拡大

- 予防的殺処分の対象疾病にASFを追加。

5 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 海外からの入国者等の携帯品についての家畜防疫官による質問・検査の対象に指定検疫物（肉・肉製品等）を追加。
- ② 海外からの国際郵便物の中に含まれる違反畜産物について、家畜防疫官が一定の条件下で処分できる権限を追加。
- ③ 輸出入検疫に係る規定の違反者に対する罰則を強化。

施行期日：公布の日から3月以内（ただし、1及び4については公布の日、3②については1年以内、2①については令和3年4月1日）

種苗法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じている。
- さらに、育成者権侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化している。
- このため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図る。

法律案の概要

1 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置

(1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設

- ①登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。
※これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得る（育成者権の侵害罪は10年以下懲役又は1000万円以下の罰金）
- ②輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公示し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける（10万円以下の過料）。

(2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。

(3) 質の高い品種登録審査を実施するための措置

審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げる。

2 育成者権を活用しやすくするための措置

- ①品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする。
- ②育成者が特性表の補正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける。

3 その他

- ①特許法等に倣い、i 職務育成品種規定の充実、ii 外国人の権利享有規定の明確化、iii 在外者の代理人の必置化、iv 通常利用権の対抗制度、v 裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充の措置を講ずる。
- ②指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる。

施行期日：令和3年4月1日

ただし、1(2)については、令和4年4月1日、1(1)②並びに3①iii及びvについては、令和2年12月1日、3①ii及び3②については、公布日

Ⅲ 産地生産基盤パワーアップ事業で中小・家族経営も支援 — 令和元年補正予算・令和2年当初予算案が閣議決定 —

1. 令和元年度補正予算案

- 12月13日、政府は新たな経済対策（安心と成長の未来を拓く総合経済対策）を踏まえ、2019年度補正予算案を閣議決定した。
- 農業関係では「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく国内対策や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に新たに盛り込まれた「農業生産基盤強化プログラム」に基づく生産基盤強化対策などが盛り込まれた。
- 補正予算では、産地生産基盤パワーアップ事業（旧・産地パワーアップ事業）に、園芸産地の中小・家族経営の継承支援を図るため、農業用ハウス・果樹園等生産基盤の再整備・改修等に対する補助事業が創設された。
(令和元年度農林水産関係補正予算の概要は前月号参照)

2. 令和2年度当初予算案

- 12月20日、政府は令和2年度当初予算を閣議決定した。医療や年金などの社会保障費の増加を受け、過去最大の102兆6,580億円となった。農林水産関係では2兆3,109億円(前年度比1億円増)となった。
(令和2年度農林水産関係予算の重点事項は別紙1の通り)
- 政府内で輸出の司令塔組織の創設や輸出手続きの迅速化やHACCPに対応した施設整備などの輸出力強化やスマート農業の推進、農業次世代人材投資事業、家畜衛生等総合対策に関する予算が計上された。

【令和2年度当初予算の主な内容】

農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化と高付加価値化	
農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化	84億円(52億円)
・司令塔組織の創設、輸出手続きの迅速化、輸出拠点の整備など	
食育の推進と国産農産物の消費拡大	5億円の内数(6億円の内数)
「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり	
スマート農業総合推進対策事業	15億円(5億円)
農業農村基盤整備(競争力強化・国土強靱化)	4,433億円(4,418億円)
強い農業・担い手づくり総合支援交付金等	230億円(230億円)
うち食肉処理施設の再編整備 30億円(新規)	
品目別の生産振興対策(野菜、果樹、茶・薬用作物、花き)	89億円(87億円)
・生産性向上や販売力強化に向けた取組などを総合的に支援	
野菜価格安定対策事業	155億円(157億円)
甘味資源作物生産支援対策	114億円(108億円)

担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進	
「人・農地プラン」の実質化と農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化	212 億円 (196 億円)
農業人材力強化総合支援事業	213 億円 (210 億円)
うち農業次世代人材投資事業	160 億円 (155 億円)
農業経営の法人化・経営継承の推進	7 億円 (9 億円)
・都道府県ごとの相談体制整備、後継者の負担軽減	
農業協同組合の監査コストの合理化の促進	2 億円 (2 億円)
水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施	
水田活用の直接支払交付金	3,050 億円 (2,961 億円)
畑作物の直接支払交付金	2,163 億円 (1,998 億円)
収入保険制度の実施	211 億円 (206 億円)
食の安全・消費者の信頼確保	
消費・安全対策交付金	30 億円 (20 億円)
・CSF・ASF 等の家畜伝染性疾病、ツマジロクサヨトウ等の重要病害虫の侵入防止・まん延防止のための取組等を支援	
家畜衛生等総合対策	101 億円 (48 億円)
・防疫に要する経費や経営継続のための手当金の交付等	
農山漁村の活性化	
多面的機能支払交付金	487 億円 (487 億円)
中山間地域等直接支払交付金	261 億円 (261 億円)
環境保全型農業直接支払交付金	25 億円 (25 億円)
中山間地農業ルネッサンス事業	442 億円 (440 億円)
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	102 億円 (104 億円)
災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化	
災害復旧等事業	196 億円 (196 億円)
農業用ハウスの緊急対策	5 億円※臨時・特別の措置

*カッコ内は平成 30 年度補正予算額

3. 産地生産基盤パワーアップ事業のポイント（東海ブロック説明会）

- 1月10日、令和元年度補正予算・2年度予算に係る東海ブロック説明会が名古屋能楽堂会議室で開催され、補正予算案で348億円計上された産地生産基盤パワーアップ事業（旧・産地パワーアップ事業）等について説明が行われた。（詳細は別紙2を参照）
- 産地生産基盤パワーアップ事業には、今回「生産基盤強化タイプ」が新設された。後継者不在の農業用ハウスや果樹園等の生産基盤を新規就農者

等に継承する際の再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等を通じて、産地の生産基盤の強化と円滑な継承を支援する。

- 「生産基盤強化タイプ」の成果目標では、5年後に産地として「対象品目の産地全体の販売額又は作付面積の維持若しくは増加」（必須）、取組者として下記のいずれかが求められる。なお、面積要件は課されない。

【取組者の目標：いずれかを選択】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・ 重点品目（輸出有力品目、輸入代替品目等）の生産開始又は販売額の増加・ 生産コストの低減 ・ 労働生産性の向上・ 契約販売率の増加 ・ 地力の向上（注：土づくりのみ） |
|--|

- 対象者は、新たに策定する産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられた農業者、農業者団体、市町村、公社等となる。

- なお、1回目の要望調査締切は1月末日までとなっている。

4. 就職氷河期世代の新規就農促進事業・農業次世代人材投資事業

- J Aグループ愛知では、農業次世代人材投資事業の令和2年度概算要求額（165億円）ではすべての交付対象予定者に資金が交付できなくなるおそれがあるとして、当初予算での上積み要望していた。

- 令和2年度当初予算案では、農業次世代人材投資事業に160億円が計上された。（詳細は別紙3参照）

- また、令和元年度補正予算案に就職氷河期世代（30歳～49歳）の就農を後押しする事業に17億円が計上された。下記の要件を満たした者に研修期間1年当たり150万円が交付される。（詳細は別紙4参照）

【要件】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指す・ 都道府県が認めた研修機関（原則、親元での研修は不可）で概ね1年以上かつ1200時間以上研修する・ 常勤の雇用契約を締結していない・ 生活保護、求職者支援制度などの事業交付を受けていない・ 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入・ 原則、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下 |
|--|

- 就農氷河期世代の新規就農促進事業と農業次世代人材投資事業の両事業を一体的に活用し、新規就農者の確保を図ることが求められる。

令和 2 年度農林水産関係予算の重点事項

2 年度当初 2 兆 3, 1 0 9 億円 (2 兆 3, 1 0 8 億円)

このほか「臨時・特別の措置」 1, 0 0 8 億円

元年度補正 5, 8 4 9 億円

注 1 : 各事項の下段 () 内は、令和元年度当初予算額 (減額補正した場合は補正後予算額)

注 2 : 【補正予算】は、令和元年度補正予算

1 農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化と高付加価値化

(1) 農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| <p>① 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設</p> <p>・政府一体となった新市場の開拓を推進するため、輸出に必要な証明書の申請・交付をワンストップ化するためのシステム構築、海外の食品安全等の規制に関する情報収集・分析・相談窓口の一元化、輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等を実施</p> | <p>1 2 億円
(-)</p> | <p>【補正予算】
1 億円</p> |
| <p>② 輸出手続の迅速化</p> <p>・輸出に当たって必要な証明書発給等の手続の迅速化のため、国・自治体が行う証明書発給・検査業務の体制整備や民間の検査機関等を活用した検査の実施等を支援</p> | <p>3 億円
(-)</p> | <p>【補正予算】
2 億円</p> |
| <p>③ 生産段階での食品安全確保への対応強化</p> <p>・輸出先国から求められる個々の事業者のみでは対応困難な生産段階の食品安全等の規制に対応するため、二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を推進するとともに、我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積、畜産物の農家段階での残留物質モニタリング検査の実施等を支援</p> | <p>1 0 億円
(4 億円)</p> | <p>【補正予算】
2 億円</p> |

④ 輸出拠点の整備

ア 輸出向けHACCP等対応施設の整備

15億円

(一)

【補正予算】

108億円

- ・加工食品等の輸出拡大を図るため、食品製造事業者等によるHACCP（危害分析重要管理点）等に対応した施設の改修等や機器の整備を支援するとともに、農畜産物の輸出拡大に必要な食肉処理施設、コールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援

イ 水産物流通・生産拠点の整備等<一部公共>

【補正予算】

140億円

- ・水産物の更なる輸出の拡大を図るため、大規模な水産物流通・生産拠点における共同利用施設・養殖場等の一体的整備、生産から販売までの関係者が連携した国際市場に通用するモデル的な商流の構築等の取組を支援

⑤ グローバル産地づくりの強化

5億円

(2億円)

【補正予算】

8億円

- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づくグローバル産地の形成を推進するため、輸出診断、交流会の開催、輸出商社とのマッチングの強化、新技術の導入、国際的な規格認証等の取得、輸出先国の検疫条件や残留農薬基準を満たす農産物の生産等を支援

⑥ 戦略的なマーケティング活動の強化

28億円

(34億円)

【補正予算】

33億円

- ・JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）による重点的・戦略的プロモーションやJETRO（日本貿易振興機構）による海外見本市への出展支援等、インバウンド需要を含めた分野・テーマ別の販売促進活動を強化するとともに、コメ・コメ加工品の海外市場の開拓、外食産業等と連携した需要拡大対策等を支援

(2) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応

- | | | |
|---|--------------|------------------|
| ① 植物品種等海外流出防止総合対策事業 | 1億円
(1億円) | 【補正予算】
3億円 |
| <ul style="list-style-type: none">・我が国種苗の海外流出・海外での無断増殖を防止するため、海外における品種登録（育成者権取得）を支援するとともに、東アジア植物品種保護フォーラム開催等を支援 | | |
| ② 農業知的財産保護・活用支援事業 | 1億円
(一) | |
| <ul style="list-style-type: none">・海外における品種登録から侵害対応までの権利行使を農業知的財産管理支援機関が一元的に支援するとともに、農業に係る特許や商標の取得や活用に向けた取組を支援 | | |
| ③ GAP（農業生産工程管理）拡大の推進 | 3億円
(7億円) | 【補正予算】
8億円の内数 |
| <ul style="list-style-type: none">・国際水準GAPの取組拡大に向け、指導員による指導活動、JA等による団体認証の取得、農業教育機関や輸出に取り組む農業者の認証取得等を支援 | | |
| ④ 地理的表示保護制度活用総合推進事業 | 1億円
(2億円) | 【補正予算】
0.4億円 |
| <ul style="list-style-type: none">・GI（地理的表示）保護制度活用による地域産品のブランド保護に向け、GIの登録申請や諸外国とのGI相互保護に向けた活動等を支援するとともに、海外での知的財産の保護・侵害対策を推進 | | |

(3) 農林水産物・食品の高付加価値化、再生可能エネルギーの利用推進

① 6次産業化の推進

31億円の内数

(21億円の内数)

- ・6次産業化の市場規模拡大に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓や施設整備、関係機関との連携の下で6次産業化プランナーが行う事業者等に対するサポート体制の整備、外食・中食における地場産食材の取引先確保の取組等を支援

② 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進

1億円

(-)

- ・フードバンク活動等を通じた食品ロス削減の取組や農林水産・食品産業におけるプラスチック資源循環を推進する取組を支援

③ 再生可能エネルギーの導入等の推進

26億円の内数

(15億円の内数)

【補正予算】

10億円

- ・再生可能エネルギーによるメリットを農山漁村の発展に活用する取組を支援するとともに、家畜排せつ物等のバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラントの導入等を支援

④ 食育の推進と国産農産物の消費拡大

5億円の内数

(6億円の内数)

- ・第3次食育推進基本計画に基づき地域の関係者が連携して取り組む共食の場の提供を始めとした食育活動の推進や、和食文化の保護・継承、国産農林水産物の消費拡大に向けた魅力発信等の取組を支援

2 「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり

(1) 「スマート農業」の社会実装の加速化とイノベーション・技術開発の推進

		【補正予算】
① スマート農業総合推進対策事業	15億円 (5億円)	72億円
・先端技術の現場への導入・実証を更に進めるとともに、地域での戦略づくりや科学的データに基づく土づくり、教育の推進、農業データ連携基盤（WAGRI）の活用促進のための環境整備等の「スマート農業」の社会実装に向けた取組を総合的に支援		
② 農林水産研究推進事業	23億円 (27億円)	
・農林水産業・食品産業の競争力強化に向け、農林漁業者等のニーズを踏まえた研究を国が主導して効果的に推進するとともに、研究成果の社会実装を効果的に進めるため、知的財産マネジメントの強化等の環境整備を一体的に実施		
③ 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出	41億円 (43億円)	
・農林水産分野に様々な分野の知識・技術等を結集（「知」の集積と活用）し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化につながる産学官連携研究を支援		
④ ムーンショット型農林水産研究開発事業	1億円 (一)	【補正予算】 50億円
・農林水産分野にイノベーションを創出するため、農業・食品産業技術総合研究機構に基金を設置し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される研究開発を支援		
⑤ ICT（情報通信技術）を活用した畜産経営体の生産性向上対策	30億円 (30億円)	
・酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）等の先端技術の導入や、畜産農家に高度かつ総合的な経営アドバイスを提供するためのデータベース構築を支援		
⑥ 開発技術の迅速な普及	24億円 (24億円)	
・普及指導員による農業者への直接的な技術・経営支援を行うとともに、担い手のニーズに即した開発技術の迅速な社会実装を支援		

(2) 農業農村基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

（農業農村整備事業関係予算は、
当初（臨時・特別の措置を含む）と補正を合わせて
6,515億円）

- | | | |
|--|----------------------|------------------------------|
| | | 【補正予算】 |
| ① 農業農村整備事業＜公共＞ | 3,264億円
(3,260億円) | 1,466億円 |
| ・ 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化や豪雨・耐震化対策等を推進するとともに、スマート農業の基礎インフラとして、ICTを用いた水管理省力化技術の導入等も推進 | | |
| ② 農地耕作条件改善事業 | 250億円
(300億円) | |
| ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換、モデル的な産地形成を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進 | | |
| ③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 258億円
(208億円) | |
| ・ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を支援 | | |
| | | 【補正予算】 |
| ④ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞ | 943億円
(927億円) | 72億円
（うち中山間地域農業枠
38億円） |
| ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付 | | |

(3) 和牛増頭・増産対策を始めとした畜産・酪農の競争力強化

① 和牛・乳用牛の増頭・増産対策

30億円
(一)

【補正予算】
243億円

- ・ 輸出の拡大に向けた和牛の増産や酪農の生産基盤強化を強力に進めるための増頭奨励金を交付するほか、優良な和牛を生産するため、公共牧場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産、乳用後継牛確保のための性判別精液の活用等を支援
- ・ 増頭を下支えする環境を整備するため、後継者不在の中小・家族経営からの経営継承、TMR（完全混合飼料）センターの整備、家畜排せつ物処理の円滑化、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を支援

② 畜産クラスター事業の改善

【補正予算】
409億円
このほか
増頭・増産対策分中
138億円
国産チーズ振興枠
90億円

- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、中小農家の規模拡大を後押しするため、飼養頭数等の規模要件を緩和し、収益性向上等に必要な機械導入・施設整備を支援

③ 国産チーズの競争力強化

【補正予算】
150億円
〔うち国産チーズ振興枠〕
90億円

- ・ 酪農家による原料乳の高品質化・コスト低減の取組、チーズを製造する者の生産性向上に必要な施設整備等を支援

④ 草地関連基盤整備＜公共＞

3,264億円の内数
(3,260億円の内数)

【補正予算】
58億円

- ・ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

⑤ 加工施設再編等緊急対策事業

【補正予算】
21億円

- ・ 農畜産物の加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組やニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援

⑥ 畜産・酪農経営安定対策

(所要額)

2, 234億円

(2, 224億円)

- ・意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備するため、畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援

⑦ 畜産生産体制の強化

9億円

(14億円)

【補正予算】

(増頭・増産対策)

243億円の内数

(畜産クラスター事業)

409億円の内数

- ・後継者不在の家族経営の畜舎等を整備し、地域の担い手へ継承する取組やCS（子牛育成施設）、CBS（子牛繁殖・育成施設）等と連携した地域内分業体制の構築を支援
- ・繁殖肥育一貫経営の育成等による繁殖基盤の強化、家畜や家きんの改良増殖、国産飼料の増産や未利用資源の飼料利用拡大に向けた取組、和牛受精卵の増産・移植の推進、乳用後継牛確保のための性判別精液の活用等を支援

⑧ ICTを活用した畜産経営体の生産性向上対策
(再掲)

30億円

(30億円)

- ・酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入や、畜産農家に高度かつ総合的な経営アドバイスを提供するためのデータベース構築を支援

⑨ 畜産環境対策の高度化

(農山漁村地域整備交付金)

943億円の内数

(927億円の内数)

【補正予算】

(増頭・増産対策のうち畜産環境対策給付金)

22億円

(畜産バイオマス産地消緊急対策事業)

10億円

(畜産クラスター事業)

409億円の内数

- ・耕種農家の土づくりに資する家畜堆肥の生産、悪臭・水質問題等に対応した高度な畜産環境対策に必要な先進的な施設・機械や畜産バイオマスを活用したバイオガスプラント等の導入を支援

(4) 持続的な農業の発展に向けた生産現場の強化

<p>① 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援するとともに、農畜産物の生産・供給の基幹となる施設整備を支援 	<p>230億円 (230億円)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>うち食肉処理施設の再編整備 30億円 (-)</p> </div>	<p>【補正予算】 (農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤強化緊急対策) 64億円の内数 (増頭・増産対策のうち食肉流通再編・輸出促進事業) 50億円</p>
---	---	---

<p>② 産地生産基盤パワーアップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の様々な需要に応じた多様な品質・ロットに対応できる生産・供給体制を構築するため、流通業者等の拠点事業者を中心とした施設整備、コールドチェーン等の整備等とともに、中小・家族経営の経営基盤の継承円滑化、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援 	<p>【補正予算】 348億円</p>
---	-------------------------

<p>③ 加工施設再編等緊急対策事業（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物の加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組やニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援 	<p>【補正予算】 21億円</p>
--	------------------------

④ 品目別の生産振興対策

89億円

(87億円)

- ・野菜、果樹、茶・薬用作物、花き等の品目ごとの生産基盤強化を図るため、農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化に向けた取組や、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援

ア 野菜・施設園芸支援対策

- ・水稻からの作付転換による新たな園芸産地の育成、加工・業務用野菜への転換、施設園芸における生産性向上と規模拡大を加速化する取組等を支援

イ 果樹支援対策

- ・優良品種・品目への改植・新植やそれに伴う未収益期間に対する支援を行うとともに、労働生産性の抜本的な向上に必要な産地体制の構築を推進するため、まとまった面積での省力樹形の導入等の取組をモデル的に支援

ウ 茶・薬用作物等支援対策

- ・茶や薬用作物など地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出等に関する取組、生産・流通・消費の関係者が連携し専門家等を活用したモデル的な取組等を総合的に支援

エ 花き支援対策

- ・花きの生産拡大を図るため、品目ごとの特徴に応じて、生産から流通・消費拡大に至る一貫した取組を支援

⑤ 野菜価格安定対策事業

(所要額)

155億円

(157億円)

- ・野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金を交付

⑥ 畑作構造転換事業

- ・労働力不足や病害虫リスクへの対応等の畑作産地が抱える課題に対応するため、ばれいしょ、てん菜、豆類等の省力作業体系や生産性向上技術の導入、輪作体系の適正化のために必要となる作物の導入、種ばれいしょの生産性向上等を支援

【補正予算】

30億円

このほか

産地生産基盤パワーアップ事業(輪作確立枠)

6億円

⑦ 甘味資源作物生産支援対策

- ・甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、さとうきびの自然災害への対応やかんしょの病害虫への対応を基金方式により支援するほか、さとうきびやかんしょ生産者、分みつ糖工場やでん粉工場の持続的発展を図るため、新品種への転換や病害虫の発生に備えた予防的な取組、省力化に資する機器導入等を支援。

【補正予算】

20億円

114億円

(108億円)

⑧ 土づくり・有機農業の推進

- ・土壌診断等を通じた科学的データに基づく土づくりの取組、耕種農家のニーズに対応した家畜堆肥の生産やその活用による全国的な土づくりの拡大を図るとともに、国際水準での有機農業の取組を推進するため、指導員の育成等による人材育成、オーガニックビジネスの実践拠点づくりによる有機農産物の安定供給体制の構築等を支援

【補正予算】

(補頭・増産対策のうち畜産環境対策総合支援)

2.2億円

(スマート農業総合推進対策事業)

15億円の内数

(5億円の内数)

(有機農業推進総合対策)

2億円

(1億円)

(産地生産基盤パワーアップ事業)

348億円の内数

(5) 生産資材価格の引下げ、流通・加工の構造改革

① 農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査

1 億円

(1 億円)

- ・国内外における農業資材の価格、農畜産物の流通実態等を調査

② 食品流通拠点整備の推進

(強い農業・強い手づくり総合支援交付金等)

230 億円の内数

(230 億円の内数)

- ・品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なおストックポイント等の整備を支援

【補正予算】

40 億円の内数

③ 食品等流通の合理化

2 億円

(3 億円)

- ・サプライチェーン全体で一貫した流通合理化対策を推進するため、機械荷役に対応したパレット等の導入、AI・IoT等の先端技術を活用した食品流通プラットフォームの実証等を支援

【補正予算】

(産地生産基盤パワーアップ事業)

348 億円の内数

3 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

(執行見込額)

- ① 「人・農地プラン」の実質化と農地中間管理機構等による
担い手への農地集積・集約化の加速化

212億円

(196億円)

- ・担い手への農地集積・集約化を加速化するため、人・農地プランの実質化の推進、機構の事業運営、地域等に対する協力金の交付、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動等を支援

- ② 農地の大区画化・汎用化の推進<公共>

3,264億円の内数

(3,260億円の内数)

【補正予算】
(農地の更なる大区画化等の推進)

270億円

- ・農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化して米の生産コストの大幅な削減を図るため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等の整備を推進

- ③ 農地耕作条件改善事業（再掲）

250億円

(300億円)

- ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換、モデル的な産地形成を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

- ④ 樹園地の集積・集約化の促進

89億円の内数

(87億円の内数)

- ・農地中間管理機構等が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援

- ⑤ 農業委員会の活動による農地利用最適化の推進

53億円

(53億円)

- ・農地利用の最適化の推進のための農業委員会の活動に必要な経費を支援

- ⑥ 機構集積支援事業

30億円

(29億円)

- ・所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係の調査、農地情報公開システムの改良・維持管理、農業委員等の資質向上に向けた研修等を支援

(2) 女性農業者、家族農業経営、法人経営など、多様な担い手の育成・確保と農業の「働き方改革」の推進

① 農業人材力強化総合支援事業

213億円

(210億円)

- ・次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備、経営開始に要する資金の交付、雇用就農を促進するための農業法人等での実践研修、農業法人における労働環境の改善、地域における新規就農者に対するサポート活動やリカレント教育（学び直し）の実施等を支援

うち農業次世代人材投資事業
160億円
(155億円)

【補正予算】

64億円

② 農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤強化緊急対策

- ・多様な担い手が新規就農しやすい環境を整備するため、就職氷河期世代の就農希望者への就農準備資金の交付、50歳台の者も対象とする研修や地域における就農者の受入体制の整備を支援するほか、「人・農地プラン」に基づき農地中間管理機構が活用されている地域等の担い手への農業用機械・施設の導入等を支援
- ・農業と同様に、就職氷河期世代やシニア世代の多様な担い手が新規就業しやすい環境を整備するため、林業では就業希望者の林業への適性を見極めるトライアル雇用（短期研修）等を支援するとともに、水産業では通信教育等を通じたリカレント教育の受講等を支援

【補正予算】

(追加融資枠)

1,000億円

(注) 既存基金を活用

③ 担い手経営発展支援金融対策事業

- ・攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金について貸付当初5年間の金利負担を軽減

④ 農業経営の法人化・経営継承の推進

7億円

(9億円)

- ・農業経営の法人化や家族経営を始めとする担い手の経営継承の取組を促進するため、都道府県ごとの経営相談体制の整備を支援するとともに、経営継承に当たっての後継者の負担を軽減

- | | |
|---|----------------------------|
| <p>⑤ 農林水産業・食品産業における労働安全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業や食品産業の就業者の安全確保を推進するため、事故要因の調査・分析、安全点検マニュアルの作成、労働安全に関する研修・指導、安全性の高い技術の導入等を支援 | <p>6億円の内数
(4億円の内数)</p> |
| <p>⑥ 女性が変わる未来の農業推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や、子育て世代の農業者をサポートする地域のネットワークづくりを支援 | <p>1億円
(1億円)</p> |
| <p>⑦ 外国人材受入総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正入管法の下での農業分野等の外国人材の確保と円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認するための試験の実施とともに、就労する外国人材が働きやすい環境の整備等を支援 | <p>4億円
(4億円)</p> |
| <p>⑧ 農業協同組合の監査コストの合理化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士による監査コストの合理化を図るための農協の主体的な取組を支援 | <p>2億円
(2億円)</p> |

4 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

(1) 水田フル活用の推進

① 水田活用の直接支払交付金 3,050億円
(2,961億円)

- ・米政策改革の定着に向け、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により地域ごとの特色を活かした魅力的な産地づくりを支援

② 水田農業の高収益化の推進<一部公共> (水田活用の直接支払交付金)
3,050億円の内数

- ・高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進

(農業農村整備事業)
3,264億円の内数

【補正予算】
(水田の畑地化、畑地・樹園地の高収益化等の推進)
566億円

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)
230億円の内数

【補正予算】
(産地生産基盤パワーアップ事業)
348億円の内数

(品目別の生産振興対策)
89億円の内数

(畜産生産力・生産体制強化対策事業)
9億円の内数

③ 農業再生協議会の活動強化等 85億円
(85億円)

- ・農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費や申請手続の電子化を支援

④ 米穀周年供給・需要拡大支援事業 50億円
(50億円)

- ・豊作の影響等により必要が生じた場合に、産地が自主的に行う米の年間を通じた安定販売、需要拡大等の取組を支援

⑤ 米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等 1 億円
(1 億円)

- ・米粉の需要拡大や飼料用米を活用した畜産物等のブランド化等の取組を支援

【補正予算】
5 億円

⑥ コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援

- ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトに参加する産地や輸出事業者等が連携して戦略的に取り組むコメ・コメ加工品の海外市場開拓、プロモーション等を支援

(2) 経営安定対策の着実な実施

① 畑作物の直接支払交付金 (所要額)
2,163 億円
(1,998 億円)

- ・麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等の畑作物を生産する認定農業者等の担い手に対し、日米貿易協定の発効等も踏まえ、経営安定のための交付金を着実に交付

② 収入減少影響緩和対策交付金 (所要額)
645 億円
(740 億円)

- ・認定農業者等の担い手に対し、米、麦、大豆等の収入が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填（加入者と国が1対3の割合で負担）

③ 収入保険制度の実施 211 億円
(206 億円)

- ・農業保険法に基づき、収入保険制度の加入者の負担軽減を図るとともに、事務が円滑に進められるよう、保険料、積立金等の国庫負担を実施

5 食の安全・消費者の信頼確保

① 消費・安全対策交付金	30億円 (20億円)	【補正予算】 77億円
<ul style="list-style-type: none"> ・CSF等の家畜伝染性疾病の発生予防・まん延防止のため、地域一体となった農場のバイオセキュリティ向上のための取組等を支援するとともに、ツマジロクサヨトウ等の重要病害虫について、侵入防止・まん延防止のための取組を支援 		
② 家畜衛生等総合対策	101億円 (48億円)	【補正予算】 63億円
<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費や畜産経営の継続を支援するための手当金を交付するとともに、産業動物獣医師の育成や生産者が自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組等を支援 		
③ 鳥獣被害防止総合対策交付金	100億円の内数 (102億円の内数)	【補正予算】 5億円の内数
<ul style="list-style-type: none"> ・CSFのまん延防止を図るため、野生イノシシの捕獲活動を直接支援するとともに、広域的な捕獲活動の実施、ICT（情報通信技術）を活用したわな等の効率的な捕獲等を支援 		
④ 家畜伝染病の水際検疫強化・早期発見・封じ込め対策	10億円 (4億円)	【補正予算】 13億円
<ul style="list-style-type: none"> ・水際検疫を強化するため、探知犬を140頭まで増頭するとともに、禁止品所持者等の情報収集体制の強化、動物検疫所の検査機器等の追加配備等を実施 ・ASF発生等の不測の事態に備えるため、移動式レンジリング装置等の追加配備を実施 		
⑤ 生産・製造現場と連携したリスク管理	2億円 (2億円)	
<ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランス・モニタリング中期計画等に基づき、有害化学物質・微生物の汚染実態を計画的に調査するとともに、調査結果に基づき、民間事業者と連携して汚染防止、低減対策を検討・普及 		

6 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

- | | |
|---|--------------------------|
| <p>① 多面的機能支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付 | <p>487億円
(487億円)</p> |
| <p>② 中山間地域等直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付 | <p>261億円
(261億円)</p> |
| <p>③ 環境保全型農業直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料及び農薬の5割低減の取組と合わせて、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に交付金を交付 | <p>25億円
(25億円)</p> |

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

- | | |
|---|--|
| <p>① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田を含む傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加など中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援 | <p>442億円
(440億円)</p> |
| <p>② 棚田・中山間地域対策<一部公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田地域を始めとする中山間地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づく棚田保全・振興に必要な調査の実施や景観修復等の環境整備を支援するとともに、基盤整備と生産・販売施設等の整備を総合的に支援 | <p>(中山間地域農業農村総合整備事業)
50億円
(一)
(農山漁村地域整備交付金)
943億円の内数
(一)</p> |

【補正予算】

282億円
うち棚田地域振興緊急対策 2億円
うち中山間地域所得向上支援対策 242億円
うち農山漁村地域整備交付金(中山間地域農業者) 38億円

③ 農山漁村振興交付金

98億円

(98億円)

- ・農山漁村における所得向上や雇用増大により活力ある農山漁村を実現するため、棚田を始めとする地域資源を活用した計画策定・取組の実践や都市における農業体験活動等、地域におけるビジネスとしての「農泊」実施や農福連携の実施のための施設整備等、山村における地域資源の活用等の取組や農山漁村における定住・交流に資する施設整備等を総合的に支援

ア 「農泊」の推進

- ・「農泊」をビジネスとして実施するための体制整備や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるための専門家派遣等の取組、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援

イ 農福連携の推進

- ・農業分野における障害者等の雇用・就労を促進するとともに、農福連携に取り組む農業経営体の発展を図るため、施設整備等のハード対策や障害者の職場定着を支援する人材育成、メディア等を活用したプロモーション等のソフト対策を一体的に支援

ウ 都市農業の多様な機能の発揮

- ・都市農業での生産体験や交流の場の提供、災害時の避難地としての活用等を支援し、都市農業を振興

④ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

102億円
(104億円)

【補正予算】
5億円

- ・ 捕獲活動の強化やICTを活用したスマート捕獲、侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策とともに、ジビエ利用拡大に向けた人材育成、捕獲から処理加工段階の情報を関係者が共有できるネットワーク構築の実証等を実施するほか、シカ被害対策のための新技術等の開発・実証等をモデル的に実施

⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

3億円
(2億円)

【補正予算】
2億円

- ・ 火山の降灰等の被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

9 災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化

(1) 台風 19 号等の災害からの復旧・復興

① 災害復旧等事業<公共>

196億円
(196億円)

【補正予算】
867億円

- ・被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施・支援

② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

【補正予算】
175億円

- ・被災した農業者の農業経営の維持を図るため、被災した施設の撤去を含む農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕を支援

③ 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

【補正予算】
1億円

- ・被災した産地での営農再開・継続を図るため、農業用ハウス等の導入や追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、茶の改植、飛散したガラスや稲わら等の撤去、稲作農家の営農再開に向けた土づくり、集出荷施設等の簡易な補修等を支援

④ 被災農家等営農再開緊急対策事業

【補正予算】
3億円

- ・収穫後の米を保管していた倉庫等が浸水したことにより米を出荷できなかった農家等が営農を再開するために行う土づくりや種苗等の資材準備等を支援

⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業（再掲）

3億円
(2億円)

【補正予算】
2億円

- ・火山の降灰被害対応のための洗浄用機械施設等の整備を支援

⑥ 被災した独立行政法人施設の復旧

【補正予算】
6億円

- ・被災した独立行政法人（農業・食品産業技術総合研究機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構）の施設の復旧・整備等を実施

(2) 水害等への防災・減災、国土強靱化の更なる推進

① 農業水利施設等の防災・減災対策<公共>	【臨時・特別の措置】	【補正予算】
	(農業農村整備事業)	(農業農村整備事業)
・農業水利施設等について、自然災害の際にも機能を確保するため、浸水被害の防止に直結する施設の改修・更新、転落防止のための安全防護柵の設置等を実施・支援	5 1 1 億円の内数	5 7 2 億円の内数
	(農山漁村地域整備交付金)	(農山漁村地域整備交付金)
	4 2 億円の内数	3 4 億円の内数
② ため池の防災・減災対策<公共>	【臨時・特別の措置】	【補正予算】
	(農業農村整備事業)	(農業農村整備事業)
・下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池について、機能・安全性の確保のための改修や利用されていないため池の統廃合等を支援	5 1 1 億円の内数	5 7 2 億円の内数
		(農山漁村地域整備交付金)
		3 4 億円の内数
③ 治山施設等の防災・減災対策<公共>	【臨時・特別の措置】	【補正予算】
	(治山事業)	(治山事業)
・重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の設置等により荒廃山地の復旧・予防対策を実施・支援	2 0 8 億円	1 7 3 億円
	(農山漁村地域整備交付金)	(農山漁村地域整備交付金)
	4 2 億円の内数	3 4 億円の内数
④ 森林整備による防災・減災対策<公共>	【臨時・特別の措置】	【補正予算】
	(森林整備事業)	(森林整備事業)
・重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等での森林整備等の対策を実施・支援	1 5 9 億円	6 0 億円
	(農山漁村地域整備交付金)	(農山漁村地域整備交付金)
	4 2 億円の内数	3 4 億円の内数
⑤ 漁業地域の防災・減災対策<公共>	【臨時・特別の措置】	【補正予算】
	(水産基盤整備事業)	(水産基盤整備事業)
・漁業地域において、台風・低気圧による高潮・高波・暴風被害を未然に防止するため、防波堤等の耐浪化対策や防風施設の設置等による防風対策を支援	7 3 億円	8 0 億円
		(農山漁村地域整備交付金)
		3 4 億円の内数
⑥ 海岸堤防等の防災・減災対策<公共>	【臨時・特別の措置】	【補正予算】
	(海岸事業)	(海岸事業)
・海岸堤防等について、高潮や津波に対し必要な堤防高確保のための整備、耐震対策等とともに、内水氾濫防止対策、倒壊防止のための補強等を実施・支援	7 億円	5 億円
	(農山漁村地域整備交付金)	(農山漁村地域整備交付金)
	4 2 億円の内数	3 4 億円の内数

⑦ 農業用ハウスの緊急対策

- ・ 老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、被害防止計画を策定した上で実施するハウスの補強、防風ネットの設置、非常用電源の導入等の対策を支援

【臨時・特別の措置】

(農業用ハウス強靱化緊急対策事業)

5億円

⑧ 卸売市場の緊急対策

- ・ 停電により運営に支障の生ずるおそれの強い卸売市場について、停電時の電源確保等に向けた取組を支援

【臨時・特別の措置】

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)

2億円

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和元年度補正予算額 34,750百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。食品関連等の事業者と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援します。

<政策目標>

青果物、花き、茶の輸出額について、ポスト1兆円目標を達成
品質向上や高付加価値化等により販売額を10%以上向上
産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場の核となる拠点事業者の育成**
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成のため、貯蔵・加工・物流等拠点施設等の整備、生育予測技術や品質保持技術の実証・導入等を支援
- ② **拠点事業者と連携した産地の生産・出荷体制の強化**
拠点事業者と連携する産地が行う、輸出拡大を図るために必要な生産・出荷体制の整備、作柄安定技術や作期拡大技術、生産工程管理手法の実証・導入等を支援
- ③ **新市場対応を支える物流体制の革新**
広域間の物流を大幅に効率化するための共通ルール・体制の構築に必要な統一規格パレット等と関連機械の導入、管理体制構築に対して支援

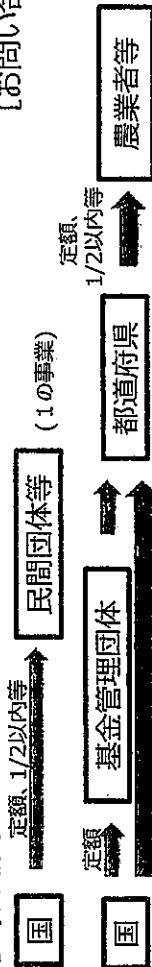
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設等の整備に係る経費等を総合的に支援

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承二一スのマッチング等を支援
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1①、2の事業) 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (1②、3①の事業) 生産局園芸作物課 (03-6744-2113)
 (1③の事業) 食料産業局食品流通課 (03-3502-5741)
 (2、3の事業) 生産局農業環境対策課 (03-3593-6495) 5

<事業イメージ>



産地生産基盤パワーアップ事業（園芸品目における活用イメージと成果目標）

【拠点事業者の育成と連携産地の体質強化】

生産安定・効率化に必要な体制整備や生育予測技術等の導入、供給調整に必要な貯蔵・加工施設の整備、実需者ニーズへの対応に必要な品質保持技術の実証等を通じて、新市場に対応した生産・供給を実現



生育予測システム



貯蔵・加工等の拠点整備



猛暑下の高品質切り花の供給体制の実証



統一規格パレット



花き台車

【物流体制の革新】

統一規格パレット・台車等と関連機械の導入を通じて、広域間の物流を大幅に効率化

【成果目標】

- 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加
 - 総出荷量に占める加工・業務用向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加
- ※全体の出荷額・出荷量の減少は不可

対象者：協働事業計画に位置付けられた者（物流事業者、川下企業、JA関連法人、大規模生産法人、農業者、農業者団体等）等 ※国直接採択

【農業機械・資材の導入、施設整備等】

高性能な農業機械や高付加価値化に必要な生産資材の導入、集出荷貯蔵施設等の整備、樹園地の若返りのための同一品種への改植等を通じて、収益性の高い園芸産地を形成



キャバツク収穫機



パイプハウスと内部設備



集出荷貯蔵施設



同一品種への改植

【成果目標の見直し】

- 事業の早期効果発現を目指す場合、成果目標水準を引き下げ（3年目を目標年度とし、現行の成果目標の3/5を超える目標を設定）
- 水稲から野菜・果樹等の高収益作物に転換する場合、面積要件を半減（例：露地野菜（面積要件1.0ha）の場合、水稲から転換を図る場合は5ha以上で要件を充足）
- 複合経営を行う場合、合計面積により面積要件を判断（「各品目の合計面積と面積要件が最大の品目の要件」で要件を充足）
- スマート農業優先枠（20億円）を創設

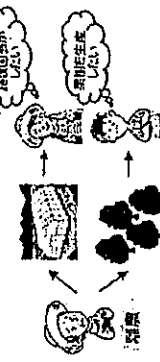
対象者：産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられた農業者、農業者団体、市町村、公社等

【生産基盤の強化・継承】

後継者不在のハウスや樹園地等の生産基盤を新規就農者等に継承する際のハウスの再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等を通じて、産地の生産基盤の強化と円滑な継承を実現



ハウス・樹園地の再整備・改修



継承ニーズの把握・マッチング



堆肥の活用による土づくり

【土づくりの展開】

牛ふん堆肥等の活用を通じて、全国的な土づくりを展開

【成果目標】

- 5年後の目標として、産地として①、取組者として②～⑦のいずれかを選択
 - ①対象品目の産地全体の販売額又は作付面積の維持若しくは増加（必須）
 - ②輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
 - ③重点品目（輸出有力品目、輸入代替品目等）の生産開始又は販売額の増加
 - ④生産コストの低減、⑤労働生産性の向上
 - ⑥契約販売率の増加、⑦地力の向上（注：土づくりのみ）

対象者：産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられた農業者、農業者団体、市町村、公社等

新市場獲得

収益性向上

生産基盤強化

生産基盤強化対策 ソフト支援メニュー (例)

取組メニュー

支援内容

補助率

○ 生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修

(1) 農業用ハウスの再整備・改修

(2) 果樹園・茶園等の再整備・改修

(3) 農業機械の再整備・改良

※ (1)、(2)は、再整備・改修後5年以内に新規就農者や担い手に継承する計画を有するハウス・樹園地、又は新規就農者や担い手に継承した後、本格的な営農に供していないハウス・樹園地に限る。
 ※ (3)は目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手又は作業委託組織が整備・改良する場合には、(4)の実施を必須とする。

○ 新規就農者、担い手に継承する取組

(4) 生産装置の継承・強化

○ 新規就農者、担い手に生産技術を継承・普及するための取組

(5) 生産技術の継承、普及に向けた取組

- ・ 既存ハウスの補修、補強、改修、被覆資材の交換、補修、追加
- ・ 内部設備の導入・リース導入
- ・ 果樹等の改植等 (伐採・抜根、整地、苗木、植栽等)
- ・ 作業道の導入・改良、樹体支持装置や被害防止装置の再整備・改修
- ・ 農業用機械の導入・リース導入
- ・ 作業性・安全性・操作性・効率性改善のための改良

1 / 2 以内
 1 / 2 以内
 定額 (17万円/10aなど)
 1 / 2 以内
 1 / 2 以内
 1 / 2 以内

- ・ 再整備・改修した施設・果樹園・茶園等の継承のあっせん・貸付、マッチング等の取組
- ・ 継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入、管理作業

定額 (1 / 2 相当)

① 栽培管理・労務管理等の技術実証

・ 実証技術の調査・分析

・ 実証に必要な備品、機器、農機、ほ場の借り上げ、生産資材、果樹等の新植・改植等

定額
定額

② 新規継承・普及のための研修

・ 座学、ほ場における実地研修の実施、研修効果の測定

・ 研修の受講費、旅費

③ 農業機械の安全取扱技術向上のための研修

定額
1 / 2 以内
定額

○ 牛ふん堆肥等の実証的活用

(6) 全国的な土づくりの展開

堆肥を活用した土づくりの実証に必要な

・ 堆肥の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌・作物体の分析、ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証等

定額 (上限額を設定)

【補助率の考え方】

定額：産地が利益を得るものではない取組

定額 (1/2相当)：取組主体等の相応の負担 (職員労賃、農業者による負担等) を勘案し、残りの掛かり増し経費を定額補助

就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算額 1,700百万円）

※本事業の内容は令和元年度政府補正予算案に基づいたものであるため、成立後の補正予算の内容により、事業内容等に変更が有り得ますので、あらかじめ御承知おたくたい。

○ 就職氷河期世代の就農を後押しするため、研修期間に必要な資金を交付します。

支援対象

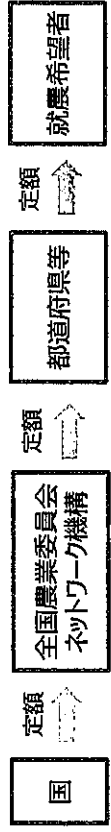
- ・ 就職氷河期世代※（30歳～49歳の者）

※バブル崩壊後の新規卒採用が特に厳しかった1993年～2004年頃に学校卒業期を迎えた世代。
なお、29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望しているが不本意に非正規雇用で働く者、就農を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している者として都道府県が認定する場合は予算の範囲内で採択可能

交付額

研修期間1年当たり150万円
（交付対象となる研修期間は最長2年間）

資金の流れ



要件

- 1 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農※を目指すこと
 ※独立・自営就農を目指す場合、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること。
 親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）を目指す場合、就農後5年以内に経営を継承する又は法人については経営者（共同経営者含む）になること。
- 2 都道府県が認められた研修機関※（原則、親元での研修は不可※）、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修すること
 ※①研修スケジュールやカリキュラムの整備、②指導者等の確保、施設・機械等の整備、③生産技術、販売・マーケティング等に関する研修内容の設定、④原則1日8時間以内の研修時間、一定の休憩時間や休日の確保等の別途定める認定基準を満たしていれば、先進農家等でも可能
 ※※引きこもり等の無業者であり、研修を実施する場において特別な支援が必要であると都道府県が認定した者に限り、地方自治体等による組織的な支援体制を確保した上で、親元での研修が可能
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと

返還

次の事項に該当する場合は全額返還となります。

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後※1年以内に就農をしなかった場合
 ※研修終了後、更に就農に必要な技術・知識を得るために、今回の研修に準じた研修を継続する場合や4年制大学等に進学する場合（原則4年以内）は、その研修終了後
- 3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農を目指す者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合又は法人については経営者（共同経営者含む）にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者（親族の経営を継承する者を含む）について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 6 虚偽の申請等を行った場合

39 農業人材力強化総合支援事業

【令和2年度予算概算決定額 21,255 (21,003) 百万円】

<対策のポイント>

就農準備、経営開始に要する資金の交付、農業法人等が働きやすい職場環境を整備しつつ行う実践研修や多様な人材の確保、地域における新規就農者に対するサポート体制づくり、就職氷河期世代を含む幅広い世代へのリカレント教育（学び直し）の実施等を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [令和5年まで]

<事業の内容>

1. 農業次世代人材投資事業 16,006 (15,470) 百万円

- 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、**就農準備段階**や**経営開始時の経営確立**を支援する資金を交付します。

2. 地域の新規就農サポート支援事業 200 (-) 百万円

- **地域のサポート機関**が就農希望者に対して行う**就農準備段階**の指導、**経営開始**時の相談対応などの一貫した**サポート体制**づくりを支援します。
- 農業に関心のある者に対する**短期就業体験**の提供や**新規就農相談会**の開催を支援します。

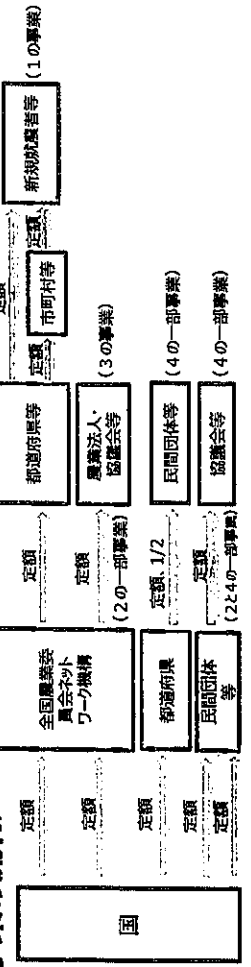
3. 農の雇用事業 4,627 (4,958) 百万円

- **農業法人等**が働きやすい職場環境を整備しつつ行う**49歳以下の新規就業者への実践研修**、**新たな法人設立**に向けた研修や**多様な人材の確保**等を支援します。
- 農業法人等による**従業員等の派遣研修**を支援します。

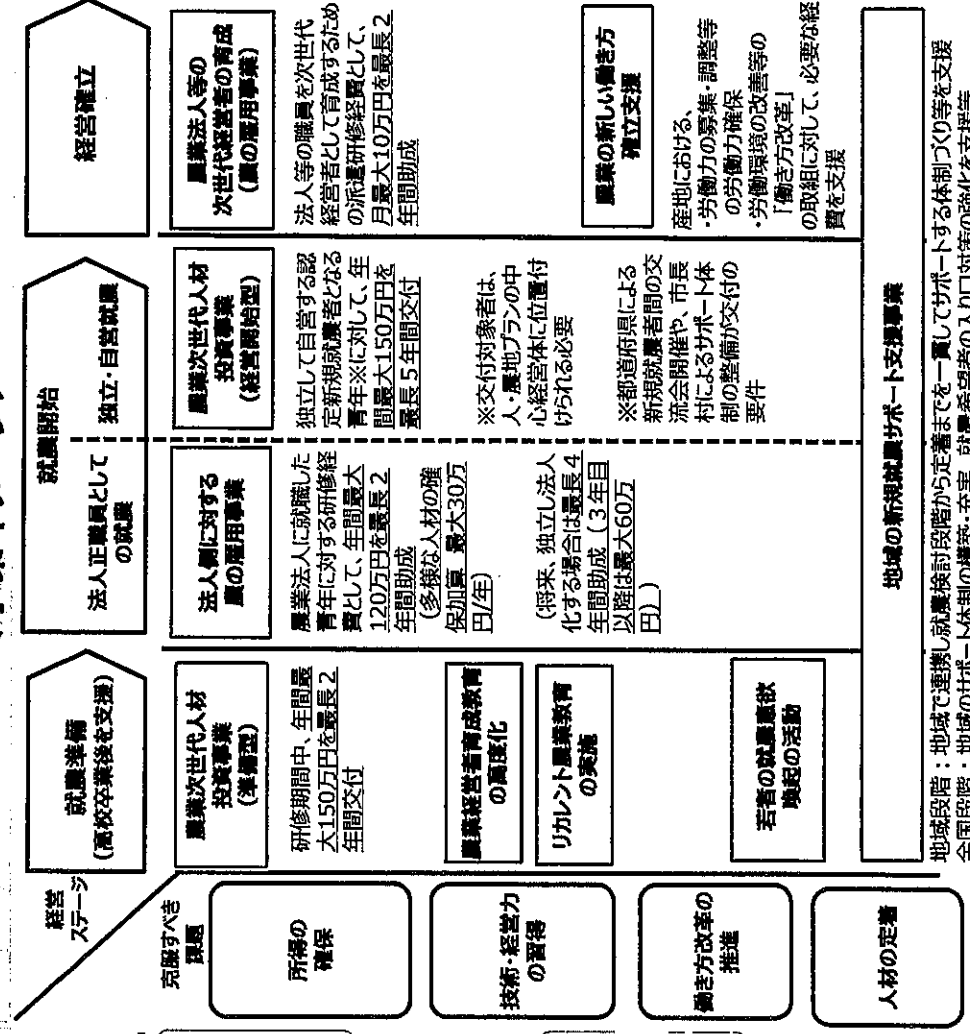
4. 農業経営確立支援事業 422 (575) 百万円

- 若者の**就農意欲**を喚起する活動や**労働力確保**と**農業の「働き方改革」**を一体的に推進する取組を支援します。
- 学生等に**農業経営者育成教育**を行う地域の**中核農業教育機関**の**教育内容の高度化**や**実践的なリカレント農業教育の実施**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



地域段階：地域で連携し就業検討段階から定着までを一貫してサポートする体制づくり等を支援
 全国段階：地域のサポート体制の構築・充実、就業希望者の人口対策の強化を支援等

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

農政をめぐる情勢

令和2年1月27日

280部

編集・発行
・印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉